

指定介護老人福祉施設サービス

重要事項説明書・利用契約書

社会福祉法人陽光福祉会
特別養護老人ホーム エコーが丘

指定介護老人福祉施設サービス 重要事項説明書

「特別養護老人ホーム エコーが丘」は介護保険の指定を受けています。
介護老人福祉施設（仙台市指定 第0475102760号）

当事業所は指定介護老人福祉施設サービスを提供します。契約を締結する前にご確認いただきたい事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。分かりにくいことがあれば遠慮なくご質問ください。

1 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人陽光福祉会
- (2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の1
- (3) 電話番号 022(394)7711(代表)
- (4) 代表者氏名 理事長 千葉雄成

2 ご利用施設

- (1) 事業内容 指定介護老人福祉施設 仙台市指定 第0475102760号
- (2) 施設名称 特別養護老人ホーム エコーが丘
- (3) 施設所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の2
- (4) 電話番号 022(391)3371(代表)
- (5) ファックス番号 022(391)3373
- (6) 管理者氏名 施設長 高田洋樹
- (7) 法人理念

- ① 陽光福祉会は、利用者の生命を守るとともに人間としての尊厳を重んじ、生活の質の向上を図るため最善を尽くします。
- ② 陽光福祉会は、利用者、ご家族、地域社会から信頼される施設運営を目指します。
- ③ 陽光福祉会は、経営の透明性を確保し、健全な施設経営に努めます。

(8) 運営方針

- ① エコーが丘は、ユニット型の特性を生かした生活空間の中で、その人らしさを存分に発揮できるよう支援します。
- ② エコーが丘は、人と人との繋がりを大切にし、利用者それぞれが豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりの暮らしを支えます。
- ③ エコーが丘は、医療機関、福祉団体などの社会資源との連携により、質の高いサービスの提供を目指します。

(9) 開設年月日及び定員

- ① 開設年月日 平成20年 4月15日
- ② 入居者定員 80名(1ユニット10名×8ユニット)
- ③ ユニットの名称
 - 2階 椿の郷(つばきのさと) 10名
 - 藤の郷(ふじのさと) 10名
 - 3階 杏の郷(あんずのさと) 10名
 - 柚の郷(ゆずのさと) 10名
 - 李の郷(すもものさと) 10名
 - 桃の郷(もものさと) 10名
 - 4階 桜の郷(さくらのさと) 10名
 - 梅の郷(うめのさと) 10名

3 居室等のご案内

当施設の居室は、全室個室でトイレ、洗面所、収納庫等を備え冷暖房も完備しています。日常の生活は10名ずつのユニットケアを基本とした少人数の生活空間であり、ユニット毎に共同生活室(食堂・リビング)と浴室が設置されています。

居室・設備の種類	設置数	備 考
居室(1人部屋)	80	洗面台、収納庫、電動ベッド設置(一部屋の面積19.20㎡)
共同生活室	8	食堂、リビング(ユニット毎に1室)
浴 室	8	ユニット毎に1室、一般家庭浴槽を設置
	2	特殊浴槽： ストレッチャー式1台 2階に設置 (座位が困難な方のための浴槽です。) 座位保持式1台 3階に設置 (座位はとれるが、家庭浴槽の入浴が難しい方の浴槽です。)
	1	展望浴室：4階に設置しております。
ト イ レ	91	各居室に1か所、共同生活室に1か所、各フロアに1か所ずつございます。
医 務 室	1	嘱託の配置医師による診察を行います。
地域交流ホール	1	地域の交流場所として広くご利用いただける場であり、入居者の皆様にも地域住民との交流や活動場所としてご利用いただけます。
カフェテリア	1	入居者やご家族のほか地域の方にも利用していただけます。
談話スペース	3	ご歓談にご利用ください。
多 目 的 室	1	4階にございます。面会やクラブ活動等にご利用いただけます。
理 美 容 室	1	入居者の方に理髪・美容サービスを提供します。
屋 上 広 場	1	屋上に日光浴ができるよう広場を設置してあります。ベンチなどもありますのでご活用下さい。
エントランス ギャラリー	1	正面玄関からエレベーターに向かうまでの間に絵画などをご覧いただけるようギャラリーを設置しております。

4 施設の職員体制 (令和7年4月1日現在)

従業者の種類	配置基準(人)	配置人数(人)	勤務状態
施 設 長	1	1	週40時間 ※短期入所生活介護と兼務
事 務 員	—	3	週40時間 ※短期入所生活介護、通所介護及び居宅介護支援と兼務
生活相談員	1	3	週40時間 ※短期入所生活介護と兼務
看 護 職 員	3	5	週40時間 ※短期入所生活介護と兼務
介 護 職 員	27	42(1)	週40時間

			※ 24時間交代勤務(早番、日勤、遅番、夜勤)
医 師	1	(1)	非常勤 週1回
管理栄養士	1	1	週40時間 ※短期入所生活介護と兼務
機能訓練指導員	1	1	週40時間 ※短期入所生活介護と兼務
介護支援専門員	1	2	週40時間
合 計	36	58 (2)	

() 内は非常勤職員

5 利用対象者

介護老人福祉施設サービスの利用対象者は、「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成26年12月12日老高発1212第1号通知）」に基づき次のとおりとします。

- (1) 介護認定で要介護3から要介護5の認定を受けた者。
- (2) 介護認定で要介護1又は要介護2の認定を受けた者で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者。

6 主な職種の業務内容

- (1) 管理者（施設長）：特別養護老人ホーム エコーが丘の業務を執行管理し、所属職員を指揮監督します。
- (2) 医 師：入居者の健康管理、療養上の指導を行います。
- (3) 生活相談員：入居者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、医療機関等の他の機関との連携を行います。
- (4) 看護職員：入居者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供します。
- (5) 介護職員：入居者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供します。
- (6) 機能訓練指導員：入居者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供します。
- (7) 管理栄養士：入居者の栄養や心身の状況、嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行います。
- (8) 介護支援専門員：入居者の生活上の課題の分析を行うとともに、把握された高齢者の心身の状況に基づき、適切な指定介護老人福祉施設サービスが提供されるよう、施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行います。
- (9) 事務職員：施設運営上の経理・介護報酬請求等事務一般を行います。

7 サービス提供の流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供の方針については、入居後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は、次の通りに行います。

- (1) 当施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)が実態調査を行なった上で、入居者の希望及びご家族の意向を考慮しながら課題分析を行い、施設サービス計画の原案を作成します。
- (2) 施設サービス計画については、入居者及びそのご家族等に対して原案の説明を行い、同意を得た上で決定します。

- (3) 施設サービス計画は要介護認定有効期間に 1 回、又は入居者及びそのご家族の要請等に応じて、変更の必要性があるかを確認し、変更の必要があるときは入居者及びご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- (4) 施設サービス計画が変更されたときには、入居者及びご家族に対して書面を交付してその内容を確認していただきます。

8 施設サービスの内容と費用

(1) 施設サービスの概要

サービス内容	内 容
食 事	(食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ 入居者の状況に応じて適切な食事の介助を行なうとともに、食事の自立についても適切な援助を行ないます。また、管理栄養士が適切な栄養状態を維持できるよう栄養ケア計画を策定し実施します。
入 浴	入居者の身体状態を把握した上で、施設サービス計画に基づき、適切な入浴回数を設定します。体調不良等により入浴が困難なときには温かいタオルでお体を拭き清潔を保ちます。
排 泄	入居者の尊厳、プライバシーに十分配慮した上で状況に応じて適切な排泄介助を行なうとともに、排泄の自立について適切な援助を行ないます。
日常生活上のお世話	○ 寝たきり防止のため、できる限り離床の配慮をします。 ○ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。 ○ 個人の尊厳を配慮し、適切な整容を行なうように援助します。 ○ 寝具交換は週 1 回実施します。
余 暇 活 動	入居者のご要望を伺い、ボランティア等を募りながら趣味の活動を適宜実施致します。また、施設行事の開催やユニット企画によるレクリエーションなどを楽しんでいただくことができます。行事や外食等で施設から外出する機会を積極的に作り、地域との繋がりを保つことができるよう支援します。
健 康 管 理	嘱託医師から週 1 回の回診と処方を受けることができます。普段の体調管理は、看護師が中心に定期的なバイタルチェックを行い、常に健康状態の変化に気付けるよう努めます。入院治療が必要な状態になったときには、嘱託医師から適切な医療機関に紹介します。
機 能 訓 練	個別機能訓練計画書に基づき、機能訓練指導員を中心に多職種が協同で入居者の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能改善又は機能維持のための訓練を実施します。日常生活の中で介護職員が実施計画に基づき機能改善、維持を意識した介護を行います。
各種手続き代行	入居者及びご家族から依頼があれば代行することができます。その際の郵送費、手数料などは実費負担とします。施設の事務手数料は発生しません。

生活上の相談 苦情対応	入居者及びご家族からの相談に応じます。施設サービスの質向上を図る上での貴重なご意見として苦情を受け付け、サービス改善に活用させていただきます。
貴重品 (預かり金) 管理	入居者が所有する現金等は、入居者（成年後見人含む）又は家族等（以下、入居者等）が保管、管理することを原則とします。ただし、心身の障害やその他やむを得ない理由によって、入居者等が管理をすることが困難と認められるときには、入居者等から依頼を受け、施設との間に「貴重品管理委託契約」を締結した上で、施設が管理するものとします。その際、金銭出納管理に係る部分については、1月当たり1,000円の委託管理料を入居者は負担するものとします。管理内容は以下のとおりとします。 ○ 管理可能範囲：現金の管理、年金手帳の管理、通帳の管理、保険証の管理、利用料引き落としの管理、本人の金銭管理補助、預貯金の出納管理、出納帳簿管理、出納に関する身元引受人等への連絡・確認等 ○ 管理総責任者：施設長 ○ 管理担当者：事務職員 ○ 管理補助者：生活相談員

(2) 利用料金

契約書別紙に記載の料金表に則って、入居者の要介護度、負担割合に応じた自己負担額及び諸費用をお支払ください。

9 利用料等のお支払方法

毎月15日頃までに、契約書別紙に記載の金額を基に計算した前月分（末日㍻）の利用料等を利用料請求書として、ご希望の宛先へ送付いたします。お支払いは下記のいずれかの方法でお願いいたします。

- (2) 口座からの自動引き落としをご希望の方は、同月24日（当日が土日祝日に当たるときは、その直後の銀行営業日）に指定金融機関口座（七十七銀行、ゆうちょ銀行）から引き落としさせていただきますので、口座にお支払い額をご用意ください。なお、引き落とし日に口座の残高不足によって引き落としができなかったときは、その月の末日までに、下記(3)の指定口座まで振り込みをお願いいたします。また、自動引き落としにかかる手数料は別途ご請求申し上げますので、あらかじめご理解をいただきますようお願い申し上げます。
- (3) 当施設口座へお振込をご希望の方は、請求月の末日までに下記口座にお振込をお願いいたします。

銀行・支店名	名 義 人
七十七銀行 二日町支店 普通 5554918	社会福祉法人陽光福祉会 特別養護老人ホーム エコーが丘 施設長 高 田 洋 樹

ゆうちょ銀行 1 8 1 1 0 - 4 2 4 8 2 9 7 1	社会福祉法人 陽光福祉会 フク) ヨウコウフクシカイ
---------------------------------------	-------------------------------

注 (1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に1日当たりの利用料を乗じた額で計算した金額です。入金確認後、領収証を発行いたします。)

10 事故発生時の対応

入居者が当施設及び敷地内において、事故に遭遇したときは、すみやかに必要な措置を講じるとともに身元引受人及び緊急連絡先にご連絡させていただきます。事故の終息後には、その事故の原因を特定し、事故の再発防止に努めるとともに、その経過については事故に遭遇された入居者及び身元引受人に報告させていただきます。

11 損害賠償

- (1) 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供の結果、施設の責において賠償すべき事由が発生したときは、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 施設側に対し、入居者・身元引受人の責において賠償すべき事由が発生したときには、損害を賠償していただくことがあります。

12 サービス内容に関する苦情・相談等の窓口

名 称	エコーが丘相談窓口	平日 9:00～17:00
苦情対応責任者	施 設 長	高 田 洋 樹
苦情受付担当者	生 活 相 談 員	小山 美和 ・ 斎藤 良子 北村 舞 ・ 小口 幸恵
ご利用方法	電 話 の ご 相 談	0 2 2 - 3 9 1 - 3 3 7 1
	来所してのご相談	当施設1階事務室まで
	ご意見箱 (匿名可)	1階正面入り口・エレベーターホール前にございます。
その他の 申し出先	第三者委員 渡 部 穂 (TEL 0 2 2 - 3 0 3 - 0 2 6 0) 第三者委員 真 山 隆 道 (TEL 0 2 2 - 3 9 4 - 3 0 8 9) 第三者委員 佐 藤 清 (TEL 0 2 2 - 7 4 1 - 5 8 2 2) 青葉区介護保険課介護保険係 (TEL 0 2 2 - 2 2 5 - 7 2 1 1) 福祉サービスに関する運営適正化委員 (TEL 0 2 2 - 7 1 6 - 9 6 7 4) 宮城県国民健康保険団体連合会 (TEL 0 2 2 - 2 2 2 - 7 7 0 0)	

13 非常災害時の対策

非常時の対応	特別養護老人ホーム エコーが丘緊急対応マニュアルに従い対応します。		
避難訓練 及び 防災設備	別途定める特別養護老人ホーム エコーが丘消防計画に従い、年2回以上、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して行います。		
	設備	スプリンクラー	防火扉・シャッター
		避難階段	屋外消火栓

		自動火災報知機	ガス漏れ探知機
		誘 導 灯	

14 嘱託医・協力医療機関等のご案内

(1) 施設嘱託医

- ① 三浦りょう内科クリニック 院長 三 浦 良
 所在地 仙台市青葉区栗生六丁目13-2 (TEL 022-302-8757)
 診療科 アレルギー科、呼吸器内科、循環器内科、内科、リウマチ科
 回診日 毎週木曜日 (緊急時連絡体制あり)

(2) 協力医療機関

- ① 医療型障害児入所施設 仙台エコー医療療育センター
 所在地 仙台市青葉区芋沢字横前1-1 (TEL 022-394-7711)
 診療科 小児科・内科・リハビリテーション科・歯科 (協力歯科)
- ② 広瀬病院
 所在地 仙台市青葉区郷六字大森4-2 (TEL 022-226-2661)
 診療科 内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科
- ③ 早坂愛生会病院
 所在地 仙台市青葉区川内澱橋通38 (TEL 022-261-1611)
 診療科 内科・外科
- ④ 泉病院
 所在地 仙台市泉区長命ヶ丘二丁目1-1 (TEL 022-378-5361)
 診療科 脳神経外科、内科、神経内科

15 虐待の防止のための措置

当施設では「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」に基づき、施設内における虐待の発生を防止するため、以下の対策を講じております。

- (1) 施設は、虐待の防止のための指針を整備し、虐待の発生防止及び発生時の対応について定めています。
- (2) 施設は、虐待防止のための委員会を設置し①指針の整備にかんすること、②虐待防止の研修に関すること、③通報、相談体制に関すること、④再発防止策の策定に関することについて検討する体制を整えています。
- (3) 施設は、施設長を虐待防止に関する担当者として選任しています。

16 身体拘束等の適正化のための取り組み

当施設では、原則として入居者に対する身体拘束、そのほかの行動を制限する行為は行いません。ただし、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入居者及身元引受人へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

17 サービス第三者評価の受審状況

当施設は、令和7年4月1日現在、福祉サービス第三者評価は受審していません。

18 当施設を利用するに当たっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9:00 ～ 18:00 (時間外は事前に連絡してください。)
	来訪者は面会時間を遵守し、1階受付にて面会手続きをしてください。来訪者が宿泊を希望されるときには、受付で申請してください。

外出・外泊	外出・外泊の際は申請書をご提出ください。手続きは入居者又は身元引受人本人となります。それ以外の方が申請するときには、事前に施設まで身元引受人の方からご連絡をお願い致します。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用によって破損等が生じたとき、弁償して頂くことがあります。
喫煙	灰皿の設置してある場所（各ユニットテラス・1階ウッドデッキ）以外での喫煙はご遠慮ください。建物内では禁煙となります。
迷惑行為等	騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理して下さい。自己管理下における紛失等については当施設では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
宗教活動 政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。施設側から中止を勧告しても、なおその行為が終結しないときは、退居事由に該当する可能性があります。
動物飼育	施設内でのペットの飼育はお断りします。

私は、重要事項説明書に基づいて、指定介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意いたしました。

令和 年 月 日

(入居者)

住所

氏名

(署名代行者・法定代理人)

住所

氏名

続柄 ()

(身元引受人)

住所

氏名

続柄 ()

社会福祉法人陽光福祉会は、介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者) 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の2

社会福祉法人陽光福祉会

特別養護老人ホーム エコーが丘

(説明担当者) 生活相談員

介護老人福祉施設利用契約書

様（以下「入居者」という。）と 様（以下「身元引受人」という。）と社会福祉法人陽光福祉会（以下「法人」という。）は、法人が運営する特別養護老人ホーム エコーが丘（以下「施設」という。）が、入居者に行う介護老人福祉施設サービス及びそれらに対する利用料金の支払いについて、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 施設は、介護保険法令の趣旨に従い、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、介護老人福祉施設サービスを提供し、入居者はそのサービスに対する対価を施設に支払います。

（契約の期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から、入居者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了日の3日前までに、入居者及び身元引受人から施設に対し、文書で契約終了の申し出がないときで、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護者として認定されたとき、本契約は更新されるものとします。その後においても、本項に該当するときは契約が更新されるものとします。

（施設サービス計画）

第3条 施設は、次の各号に定める事項を計画担当介護支援専門員に行わせます。

- (1) 入居者及び家族の意向を踏まえた上で、適切なアセスメント（課題分析）によって解決すべき課題を把握し、総合的な施設サービス計画を作成いたします。
- (2) 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- (3) 施設サービス計画の作成及び変更の際には、入居者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
- (4) 施設サービス計画は、入居者及び家族に交付します。
- (5) 施設サービス計画の実施状況については、入居者への定期的な面談等で把握し、その内容を記録します（モニタリング）。
- (6) 施設サービス計画の作成及び変更に当たっては、サービス担当者会議を開催します。

（サービスの内容）

第4条 施設が提供するサービスの内容は、次のとおりとします。

- (1) 計画担当介護支援専門員による施設サービス計画の作成
- (2) 入居者の体調に留意した入浴、清拭による清潔の保持
- (3) 入居者の尊厳、プライバシーに配慮した排泄の援助
- (4) その他の日常生活の世話（離床、整容、着替えなど）

- (5) 入居者の嗜好に配慮した食事の提供及び栄養管理
- (6) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (7) 入居者の日常の健康管理
- (8) 入居者及びその家族に対する相談、助言等の援助
- (9) 貴重品の預かり、生活に必要な手続きの代行
- (10) 入居者の外出等の支援
- (11) その他レクリエーション、行事等サービスの企画提供

(利用料金の支払い)

第5条 入居者及び身元引受人は、第4条に定めるサービスについて「介護老人福祉施設契約書別紙」に定める所定の介護保険サービス費のうち、介護保険負担割合証に記載されている当該入居者の負担割合に沿った負担分及び利用料を施設に支払います。

- 2 施設は、請求書に当月の料金合計額の明細を付して、翌月15日前後に入居者に通知します。
- 3 入居者は、通知された前月の料金の合計額を、通知された月の24日（指定金融機関の自動口座引き落とし：金融機関が休業日のときはその前後）までに予め指定した方法で支払います。
- 4 入居者は、万が一、引き落とし日に口座の残高不足のため引き落としができなかったときには、次の口座に、引き落とし予定月の末日までに請求額を振り込むものとします。

銀行・支店名	名 義 人
七十七銀行二日町支店 普通 5 5 5 4 9 1 8	社会福祉法人陽光福祉会 特別養護老人ホーム エコーが丘(長期) 施設長 高 田 洋 樹
ゆうちょ銀行 1 8 1 1 0 - 4 2 4 8 2 9 7 1	社会福祉法人 陽光福祉会 フク) ヨウコウフクシカイ

- 5 施設は、入居者から料金の支払いを受けた時に入居者へ領収書を発行します。
- 6 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に1日分の費用額を乗じて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

第6条 施設は、入居者の要介護認定の区分に変更があったときは、要介護認定の有効期間開始月日から「介護老人福祉施設契約書別紙」に記載された該当する額に変更するものとします。

- 2 施設は、入居者の経済的事情の変化により負担額認定に変更があったときは、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、認定日からサービス利用料金を変更するものとします。
- 3 施設は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由があるとき、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 施設は、介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更があったとき、サービス利用料金を変更し、新たに料金体系を作成します。
- 5 施設は、本条第1項から第4項までの規程及び内容に変更があったときに、入居者及び身元引受人に速やかに通知するものとします。

- 6 入居者及び身元引受人は、料金の変更を承諾しないときは、この契約を解約することができます。

(施設及び職員の義務)

第7条 施設及び職員は、サービスの提供に当たって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- 2 施設は、入居者の体調、健康状態からみて必要なときには医師又は看護職員と連携し、入居者及び身元引受人から意向を確認した上でサービスを実施します。
- 3 施設及び職員は、入居者又他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ないときを除き、身体の拘束その他行動の制限を行わないものとします。
- 4 施設は、入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新手続の代行を行います。
- 5 施設は、入居者の心身の状況等を適宜身元引受人に報告するとともに、要介護認定の更新等により、入居者の要介護度に変更されたときは、速やかに身元引受人に通知するものとします。
- 6 施設は、入居者に対する介護老人福祉施設サービスの提供についての記録を作成し、それを契約終了後5年間保管し、入居者及び身元引受人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。

(施設サービス提供開始に当たっての留意事項)

第8条 施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、施設の運営規程の概要、施設の従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について入居申込者の同意を得るものとします。

(施設サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 施設サービス利用に当たっての留意事項は以下の通りとします。

- (1) 入居者への面会は9：00～18：00を基本時間とします。事前に連絡があれば、それ以外の時間でも可能です。
- (2) 来訪者の宿泊は、事務所において申し込みを受け付け、本人の居室内に宿泊が可能となります。宿泊については、リネン使用料として別途費用が発生します。
- (3) 施設からの外出・外泊は、入居者又は身元引受人の申請に基づいて行うことができます。但し、入居者の体調不良等、外出・外泊が困難と考えられるときは、施設から申請者に対しその旨を告知するものとします。
- (4) 入居者は、施設内の器具設備については本来の用法に従い利用してください。
- (5) 喫煙は、灰皿のある所定の位置（各ユニットテラス・1階ウッドデッキ）のみとします。
- (6) 他の入居者への迷惑行為を禁止します。
- (7) 所持金品の管理は、原則入居者自身の管理とします。自己管理下における紛失等について、当施設では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- (8) 施設内での宗教・政治活動は禁止とします。

(9) 居室内でのペットの飼育は禁止とします。

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は、入居者に緊急事態が生じたとき、直ちに管理者(施設長)に報告し、身元引受人に連絡をするとともに、24時間の連絡体制を確保している施設看護師に連絡をし、病院や診療所等との連携により健康上の管理に関し必要に応じて適切な措置を講じるものとします。

(事故発生時の対応)

第11条 入居者が利用中、介護老人福祉施設サービスの提供によって事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに身元引受人及び緊急連絡先に連絡を行います。

2 事故の終息後、事故の原因を特定し再発防止に努めるとともにその経過について、管理者(施設長)から事故に遭われた入居者及び身元引受人に説明・報告します。

(非常災害対策)

第12条 管理者(施設長)は、非常災害の発生に備え、別に定める「特別養護老人ホーム エコーが丘消防計画」に基づいて、年2回以上入居者及び職員の避難救出訓練等を実施するとともに、災害防止及び入居者の安全確保に努めるものとします。

2 特に火災の防止については「特別養護老人ホーム エコーが丘消防計画」に定めるところにより、防火管理者を置き関係機関と密接な連絡をとり、消防用設備の定時点検を実施するものとします。

(業務継続計画の策定等)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(緊急やむを得ない場合の身体拘束)

第14条 施設は、サービスの提供に当たり、原則身体拘束行為は禁止とします。しかし、入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ないときは実施することがあります。

2 身体拘束が必要なときは、身体拘束予防委員会の合議で決定し、委員長は入居者及びその家族に説明をし、同意を得なければならないものとします。

3 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときには、その様態、時間、その際の入居者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由等を記録するものとします。

4 本条に規定する「緊急やむを得ないとき」とは、①切迫性(行動を制限しないと生命の危機に係るとき。)、②非代替性(他に代替方法がないとき。)、③一時性(その身体拘束行為が一時的であること)、以上の3点に全て該当する場合のみを指します。

5 施設は、緊急やむを得ない身体拘束を行ったときには、その経過を詳細に把握し、身体拘束予防委員会を中心に多職種が協働し鋭意工夫を図ることで、早期の解除を目指すものとします。解除の決定は、身体拘束予防委員会の合議の上、委員長が行います。

(個人情報の取り扱い)

第15条 施設は、介護老人福祉施設サービス提供上の記録、関係書類及びその他個人情報については、関係法令に基づき厳正に管理し、利用終了後5年間、施設内で保管するものとします。保管期限終了後は確実に破砕又は焼却もしくは融解処分を行い、個人情報が漏洩しないようにします。

2 施設は、入居者の円滑な退所のための援助を行うとき、入居者に関する情報を居宅介護支援事業者又は医療機関等へ提供するときは、あらかじめ文書で入居者及び身元引受人の同意を得るものとします。

(情報の記録管理及び開示)

第16条 管理者(施設長)は、関係法令に基づいて入居者の記録や情報を適切に管理し、入居者の求めに応じその内容を開示するものとします。

(苦情相談対応)

第17条 施設は、入居者又は家族からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する要望・苦情等に対し、迅速に対応するものとします。

(利用契約の終了)

第18条 次の各号に該当する場合は、利用契約は終了するものとします。

- (1) 入居者が死亡したとき。
- (2) 要介護認定で、入居者の心身の状況が「自立」又は「要支援」と判定されたとき。
- (3) 平成27年4月1日以後入居した方について、要介護認定で、入居者の心身の状況が「要介護1」又は「要介護2」と判定され、国が定める特例入所要件に該当しないと判断されたとき。
- (4) 法人が、解散命令を受けたとき、破産したとき又はやむを得ない事由により施設を閉鎖するとき。
- (5) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になったとき。
- (6) 施設が介護保険の指定を取り消されたとき又は指定を辞退したとき。
- (7) 地震等の自然災害で施設がサービスを提供できなくなったとき。

(入居者からの中途解約)

第19条 入居者は、その契約の有効期間中、いつでもこの契約を解約することができます。このときには契約終了を希望する日の3日前までに施設に通知するものとします。

2 入居者及び身元引受人は、入居者が入院したときはこの契約を解約することができます。

3 入居者及び身元引受人は、通知された改正後の利用料金体制について同意できないときは、

この契約を解約することができます。

(入居者からの解約)

第20条 入居者は、施設又は職員が次の事項に該当する行為を行ったときには、この契約の通告期間(3日間)を待たずに解約することができます。

- (1) 施設又は職員が正当な理由なくこの契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しないとき。
- (2) 施設又は職員が守秘義務に反したとき。
- (3) 施設又は職員が、故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき。
- (4) 他者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけたとき、又は傷つける恐れがあるときにおいて、施設が適切な対応をとらないとき。

(施設からの解約)

第21条 施設は、入居者及び身元引受人が次の事項に該当した場合には、7日前の通告をもってこの契約を解約することができます。

- (1) 入居者及び身元引受人が契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき。
 - (2) 入居者及び身元引受人によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間(14日間)を定めた催告にも拘わらずこれが支払われないとき。
 - (4) 入居者及び身元引受人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、ハラスメント等を行うこと等によってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき。
 - (4) 入居者が連続して3か月以上病院又は診療所に入院すると見込まれるとき、若しくは3か月以上経過したとき。
- 2 前項の規定による契約の終了後、退去までに施設が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額入居者及び身元引受人の負担とします。

(契約の終了に伴う援助)

第22条 この契約を終了し、入居者が施設を退所するときには、希望により施設は入居者の心身の状況・置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な次の援助を入居者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院又は診療所・介護保険施設の紹介・入居者の介護サービスに必要な情報提供
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介・入居者の介護サービスに必要な情報の提供
- (5) その他生活上必要な関係機関への紹介・施設入居上の情報の提供

(守秘義務等)

第23条 施設及び職員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た入居者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

2 職員は、退職後も本条第1項を遵守します。

3 施設は、入居者に医療上緊急の必要性があるときには、あらかじめ入居者及び身元引受人の同意を得たうえで、医療機関等に入居者に関する心身の情報を提供できるものとします。

4 施設は、第21条に定める入居者の円滑な退所のための援助を行うときに入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ入居者及び身元引受人の同意を得るものとします。

5 介護福祉士等福祉専門職の養成のために施設が受け入れた実習生については、サービス従業者とみなして本条第1項を適用します。

(入居者の施設利用上の注意義務等)

第24条 入居者は、居室及び共用部、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

2 入居者及び身元引受人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められるときには、施設及びサービス従事者が入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、そのとき施設は、入居者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。

3 入居者は、施設の設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損又は管理者（施設長）に無断で変更をしたときには、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 入居者の心身の状況等により、特段の配慮が必要なときには、入居者及び身元引受人と施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(損害賠償責任)

第25条 施設は、この契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により入居者及び身元引受人に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反したときも同様とします。

2 施設は、前項の損害賠償責任を速やかに履行します。

3 入居者及び身元引受人は、この契約に基づくサービスの利用にともない、自己の責に帰すべき事由により事業者が生じた損害について賠償する責任（極を負います。下記の該当するときも同様とします。

(1) 契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生したとき。

(2) 入居者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生したとき。

(3) 入居者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生したとき。

(4) 入居者が、施設又は職員の指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した

とき。

(入居者の入院にかかる取り扱い)

第26条 入居者が病院又は診療所に入院したときは、3か月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院したとき等、退院時に施設の受入準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただくことがあります。

(居室の明け渡し・精算)

第27条 入居者及び身元引受人は、この契約が終了したときにおいて、入居者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び故意の破損に対する原状回復の義務その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

2 入居者は、契約終了日までに居室を明け渡さないとき、又は前項の義務を履行しないときには、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に掛かる所定の料金(居住費)を施設に対し支払うものとします。

(残置物の引取等)

第28条 施設は、この契約が終了した後、入居者の残置物があるときには、身元引受人にその旨を連絡するものとします。

2 身元引受人は、前項の連絡を受けた後1週間以内に残置物を引き取るものとします。

3 施設は、身元引受人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しないときには、当該残置物を処分するものとします。処分に係る費用は身元引受人に請求するものとします。

(身元引受人)

第29条 法人は、入居者に対し次の各号の定めを担う身元引受人を求めます。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由があるときにはこの限りではありません。

(1) 入居者が、サービス利用料を滞納した場合、その債務を履行すること(極度額100万円)。

(2) 入居者が、疾病等により医療機関に入院するとき、入院手続きが円滑に行われるように協力すること。

(3) 契約解除又は契約終了のとき、施設と連携し入居者に適した受入先の確保に努めること。

(4) 入居者が死亡したときの遺体の引取及び遺留金品の処理その他必要な措置を行うこと。

(協議事項)

第30条 この契約に定められていない事項について問題が生じたときに、法人は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、入居者及び身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

この契約を証するため、本書2通を作成し、入居者、法人署名押印の上各自その1通を所持するものとします。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

(署名代行者・法定代理人)

住所

氏名

続柄 ()

(身元引受人)

住所

氏名

続柄 ()

(サービス提供事業者)	住 所	宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の1
	名 称	社会福祉法人陽光福祉会
	代 表 者	理 事 長 千 葉 雄 成

介護老人福祉施設 契約書別紙

令和 7 年 4 月 1 日 現在

- 1 介護老人福祉施設サービスで介護保険が適応になる料金は以下のとおりです
入居者負担額は「介護保険負担割合証」に示された割合になります。
表中上段の金額は、介護保険給付額が総額の 9 割、入居者負担額が総額の 1 割です。
表中 () 内の金額は、介護保険給付額が 8 割、入居者負担額が総額の 2 割です。
表中 【】 内の金額は、介護保険給付額が 7 割、入居者負担額が総額の 3 割です。

□ 施設利用料 (1 日あたり)

要介護状態区分	総額	介護保険給付額	入居者負担額
要介護 1	6,880 円	6,192 円 (5,504 円) 【4,816 円】	688 円 (1,376 円) 【2,064 円】
要介護 2	7,599 円	6,839 円 (6,079 円) 【5,319 円】	760 円 (1,520 円) 【2,280 円】
要介護 3	8,370 円	7,533 円 (6,696 円) 【5,859 円】	837 円 (1,674 円) 【2,511 円】
要介護 4	9,099 円	8,189 円 (7,279 円) 【6,369 円】	910 円 (1,820 円) 【2,730 円】
要介護 5	9,807 円	8,826 円 (7,845 円) 【6,864 円】	981 円 (1,962 円) 【2,943 円】

□ 体制加算 (1 日あたり：当施設の体制が該当する項目について加算されます。)

項 目	総額	介護保険 給付額	入居者 負担額	備 考
サービス提供 体制強化加算 (I)	225 円	202 円 (180 円) 【157 円】	23 円 (45 円) 【68 円】	当施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、全体の 80% 以上となる時に加算されます。なお、日常生活継続支援加算が算定されているときには算定されません。

サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	184 円	165 円 (147 円) 【128 円】	19 円 (37 円) 【56 円】	当施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、全体の60%以上となる時に加算されます。なお、日常生活継続支援加算が算定されているときには算定されません。
科学的介護推進体制 加算(Ⅰ)	410 円	369 円 (328 円) 【287 円】	41 円 (82 円) 【123 円】	入居者ごとのADL(日常生活動作)値、栄養状態、口腔機能、認知症状の状況、その他心身状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。
科学的介護推進体制 加算(Ⅱ)	513 円	461 円 (410 円) 【359 円】	52 円 (103 円) 【154 円】	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の要件に加え、疾病の状況や服薬状況等の情報を、厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。
日常生活 継続支援加算(Ⅱ)	472 円	424 円 (377 円) 【330 円】	48 円 (95 円) 【142 円】	前6月又は前12月における新規入居者の総数のうち、要介護4、5の認定者が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上、又は痰の吸引等が必要な入居者の占める割合が全体の15%以上のいずれかに該当する場合、且つ、介護福祉士を入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上確保されているときに加算されます。
看護体制加算 (Ⅰ)	41 円	36 円 (32 円) 【28 円】	5 円 (9 円) 【13 円】	常勤の看護師が1名配置されているときに加算されます。
看護体制加算 (Ⅱ)	82 円	73 円 (65 円) 【57 円】	9 円 (17 円) 【25 円】	看護体制加算(Ⅰ)の要件を満たし、更に看護職員の数、常勤換算方法で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ指定基準に規定する指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であるときに加算されます。
夜勤職員配置 加算(Ⅱ)	184 円	165 円 (147 円) 【128 円】	19 円 (37 円) 【56 円】	夜間帯に勤務している職員が最低基準より1名以上加配されているときに加算されます。

障害者生活支援 体制加算（Ⅰ）	267 円	240 円 (213 円) 【186 円】	27 円 (54 円) 【81 円】	視覚、聴覚、言語重度障害又は重度知的障害若しくは精神障害者数の数が基準を満たした場合に算定されます。
障害者生活支援 体制加算（Ⅱ）	421 円	378 円 (336 円) 【294 円】	43 円 (85 円) 【127 円】	障害者生活支援体制加算（Ⅰ）の基準を満たし、さらに障害者支援専門員の職務に従事する職員を配置する場合に加算されます。
生産性向上推進体制 加算（Ⅱ）	102 円	91 円 (81 円) 【71 円】	11 円/月 (21 円/月) 【31 円/月】	介護ロボットやICT等の導入後の継続的な科学技術活用を支援するため、見守り機器等の科学技術を導入し、利用者の安全、職員の業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことで加算されます。

□ 個別加算（1日又は1ヶ月あたりで該当する項目について加算されます。）

項 目	総 額	介護保険 給 付 額	入居者 負担額	備 考
個別機能訓練 加算（Ⅰ）	123 円	110 円 (98 円) 【86 円】	13 円/日 (25 円/日) 【37 円/日】	能訓練指導員が他職種と共同し、入居者毎に個別機能訓練計画を作成し計画的に機能訓練を行うときに加算されます。
個別機能訓練 加算（Ⅱ）	205 円	184 円 (164 円) 【143 円】	21 円/月 (41 円/月) 【62 円/月】	個別機能訓練加算（Ⅰ）の加算要件に加えて、個別機能訓練計画書の内容を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用できるようにしていると加算されます。
ADL 維持等加算 （Ⅰ）	308 円	277 円 (246 円) 【215 円】	31 円 (62 円) 【93 円】	入居開始月と翌月からADL(日常生活動作)測定を毎月行い、厚生労働省に提出することで加算されます。また、ADL の維持又は改善した方が一定水準を超えた場合、翌年度から加算されます。
ADL 維持等加算 （Ⅱ）	616 円	554 円 (492 円) 【431 円】	62 円 (124 円) 【185 円】	ADL(日常生活動作)維持等加算（Ⅰ）の加算要件を満たし、なお一定水準の数値を更に超えた場合加算されます。
栄養マネジメ ント強化加算	112 円	100 円 (89 円) 【78 円】	12 円 (23 円) 【34 円】	入居者の栄養状態を把握し、他職種共同にて栄養ケア計画を作成し、食事の観察(週3回以上)を行い、入居者ごとの食事調整を実施するときに加算されます。また、入居者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施のため必要な

				情報を活用できるようにしていると加算されます。
初期加算	308 円	277 円 (246 円) 【215 円】	31 円/日 (62 円/日) 【93 円/日】	施設生活に慣れるため、様々な支援を必要とすることから、入居から 30 日間に限り加算されます。ただし加算要件に非該当のときは加算されません。
安全対策体制加算	205 円	184 円 (164 円) 【143 円】	21 円/1 回 (41 円/1 回) 【62 円/1 回】	施設内に安全対策部門を設置して、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていると加算されます。入居時初回のみとなります。
療養食加算	61 円	54 円 (48 円) 【42 円】	7 円/回 (13 円/回) 【19 円/回】	医師の指示に基づき、病気の治療の手段として提供された糖尿病食等の食事を提供するときに、1 食を 1 回として加算されます。
外泊時費用	2,526 円	2,273 円 (2,020 円) 【1,768 円】	253 円/日 (506 円/日) 【758 円/日】	入居者が病院又は診療所への入院を要したとき及び居宅における外泊を行うとき、1 月に 6 日を限度として加算されます。なお、入院又は外泊の初日と最終日は加算致しません。但し、入院・外泊をしている間の短期入所利用があるときには、加算されません。
退所前訪問 相談援助加算	4,724 円	4,251 円 (3,779 円) 【3,306 円】	473 円/回 (945 円/回) 【1,418 円/回】	職員が退居後生活される自宅へ訪問し、退居に先立って退居後のサービス利用について、相談援助を行ったとき、退居前に各 1 回（必要なときは 2 回）加算されます。
退所後訪問相談 援助加算	4,724 円	4,251 円 (3,779 円) 【3,306 円】	473 円/回 (945 円/回) 【1,418 円/回】	入居者が退居後生活される自宅へ退居後 30 日以内に職員が訪問し、退居後のサービス利用について相談援助を行ったとき、1 回に限り加算されます。
退所時相談 援助加算	4,108 円	3,697 円 (3,286 円) 【2,875 円】	411 円/回 (822 円/回) 【1,233 円/回】	入居者の同意を得て、退居後のサービス利用について相談援助を行い、関係機関へ介護状況等を情報提供するとき、1 回に限り加算されます。
退所前 連携加算	5,135 円	4,621 円 (4,108 円) 【3,594 円】	514 円/回 (1,027 円/回) 【1,541 円/回】	入居者の同意を得て、退居後に居宅サービスを利用するに当たり入居者の介護状況を関係機関へ情報提供し、居宅介護支援事業者と利用に関する連絡調整を行ったときに 1 回に限り加算されます。
看取り介護	1,478 円	1,330 円 (1,182 円)	148 円/日 (296 円/日)	医学的知見から回復の見込みがないと判断された入居者

加算(Ⅰ)		【1,034 円】	【444 円/日】	について、入居者及び家族に対し十分な説明の上、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援することを目的に「看取り介護計画」を作成し、同意の上実施したときに死亡日以前4日～30日を上限として加算されます。
看取り介護 加算(Ⅱ)	6,983 円	6,284 円 (5,586 円) 【4,888 円】	699 円/日 (1,397 円/日) 【2,095 円/日】	看取り介護加算1の要件を満たしたとき、死亡日当日の前日、前々日に加算されます。
看取り介護 加算(Ⅲ)	13,145 円	11,830 円 (10,516 円) 【9,201 円】	1,315 円/日 (2,629 円/日) 【3,944 円/日】	看取り介護加算1の要件を満たし、死亡当日に加算されます。
若年性認知症 受入加算	1,232 円	1,108 円 (985 円) 【862 円】	124 円/日 (247 円/日) 【370 円/日】	医師から若年性認知症の診断を受けている利用者を受け入れ、個別に担当者を定めその利用者に応じたサービスを提供したときに加算されます。
経口移行加算	287 円	258 円 (229 円) 【200 円】	29 円/日 (58 円/日) 【87 円/日】	経管栄養によって食事を摂取している入居者毎に、医師の指示に基づき医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を勧めるための栄養管理を行なうことにより、その計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り加算されます。又、その計画が180日を超えるとときにあって、経口による食事の摂取が一部可能な入居者であって、医師の指示に基づき、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされる入居者に対しては、180日を超えた後も引き続き加算されます。
経口維持 加算(Ⅰ)	4,108 円	3,697 円 (3,286 円) 【2,875 円】	411 円/月 (822 円/月) 【1,233 円/月】	経口による食事を摂取する方で、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影及び内視鏡検査によって誤嚥が認められるときに、医師の指示を受け、特別な管理が必要なときに加算されます。
経口維持	1,027 円	924 円 (821 円)	103 円/月 (206 円/月)	経口による食事を摂取する

加算(Ⅱ)		【718 円】	【309 円/月】	方で、摂食機能障害を有し、水飲みテスト、頸部聴診法等により誤嚥が認められるときに、継続して経口による食事を進めるための特別な管理が必要なときに加算されます。
口腔衛生 管理加算(Ⅰ)	924 円	831 円 (739 円) 【646 円】	93 円/月 (185 円/月) 【278 円/月】	口腔機能維持管理体制加算を算定した上で、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行ったときに加算されます。
口腔衛生 管理加算(Ⅱ)	1,129 円	1,016 円 (903 円) 【790 円】	113 円/月 (226 円/月) 【339 円/月】	口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施にあたり当該情報の他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用している場合に加算されます。
在宅復帰支援 機能加算	102 円	91 円 (81 円) 【71 円】	11 円/日 (21 円/日) 【31 円/日】	入居者が退居するに当たり、入居者と家族の連絡調整を行い退居後の生活に向けて必要な情報を提供しているときに加算されます。
在宅・入所 相互利用 加算	410 円	369 円 (328 円) 【287 円】	41 円/日 (82 円/日) 【123 円/日】	在宅生活を継続する観点から、複数人があらかじめ在宅期間及び入居期間(入居期間は3ヶ月を限度)を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用する要介護3～5の方に対し加算されます。
認知症専門ケア 加算Ⅰ	30 円	27 円 (24 円) 【21 円】	3 円/日 (6 円/日) 【9 円/日】	入居者の総数のうち、認知症により日常生活に支障をきたすと認められる方が全体の半数以上となり、施設職員のうち認知症介護に係る専門的な研修を修了している者が必要な人数配置され、専門的な認知症ケアを実践しているときに加算されます。
認知症専門ケア 加算Ⅱ	41 円	36 円 (32 円) 【28 円】	5 円/日 (9 円/日) 【13 円/日】	認知症専門ケア加算Ⅰの条件を満たした上で、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者が1名以上配置され、施設全体の認知症ケアの指導等を実施しているときに加算されます。

認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,054 円	1,848 円 (1,643 円) 【1,437 円】	206 円/日 (411 円/日) 【617 円/日】	医師が、認知症の行動及び心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入居することが適当であると判断した者に対し、指定介護福祉施設サービスを行ったときに、入居した日から起算して7日を限度として加算されます。
生活機能向上連携加算	2,054 円	1,848 円 (1,643 円) 【1,437 円】	206 円/日 (411 円/日) 【617 円/日】	外部のリハビリテーション専門職等と連携し、介護老人福祉施設等の職員と共同でアセスメントを行い、個別に機能訓練計画を作成し実施した場合に加算されます（但し、個別機能訓練加算を算定している場合は50%の加算となります。）。
排せつ支援加算 (Ⅰ)	102 円	91 円 (81 円) 【71 円】	11 円/月 (21 円/月) 【31 円/月】	排泄に介護を要する方に対し、多職種が協働して支援計画を作成し6ヶ月に1回評価し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援にあたって情報を活用した場合に加算されます。
排せつ支援加算 (Ⅱ)	154 円	138 円 (123 円) 【107 円】	16 円/月 31 円/月 【47 円】	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、適切な対応を行うことで入居時等と比較して、排尿・排便の少なくとも一方が改善すると共に、どちらにも悪化がない場合、又はおむつ使用から使用なしに改善している時に加算されます。
排せつ支援加算 (Ⅲ)	205 円	184 円 (164 円) 【143 円】	21 円 (41 円) 【62 円】	排せつ支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の算定要件を満たしており、おむつ使用ありから使用なしに改善している時に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	30 円	27 円 (24 円) 【21 円】	3 円/月 (6 円/月) 【9 円/月】	入居者の褥瘡発生を予防するために、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合に加算されます。また、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施にあたり適切かつ有効な実施に必要な情報を活用している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント	133 円	119 円 (106 円)	14 円 (27 円)	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の加算要件を満たしており、

ト加算(Ⅱ)		【93 円】	【40 円】	入居時等の評価の結果、褥瘡が発症するリスクがあるとされた方が、褥瘡が発生していない時に加算されます。
在宅サービスを利用したときの費用	5,751 円	5,175 円 (4,600 円) 【4,025 円】	576 円 (1,151 円) 【1,726 円】	居宅における外泊を認め、当該入居者が施設から提供される在宅サービスを利用した場合に、1 月に 6 日を限度として加算されます。但し、外泊時費用を算定している場合には加算されません。
低栄養リスク改善加算	3,081 円	2,772 円 (2,464 円) 【2,156 円】	309 円/月 (617 円/月) 【925 円/月】	低栄養リスクの高い入居者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき定期的に食事の観察を行い、栄養・食事調整等をおこなった場合に、入所時若しくは再入所時に加算されます。
再入所時栄養連携加算	2,054 円	1,848 円 (1,643 円) 【1,437 円】	206 円/回 (411 円/回) 【617 円/回】	入居者が医療機関に入院し経管栄養など施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算されます。
自立支援促進加算	3,081 円	2,772 円 (2,464 円) 【2,156 円】	309 円 (617 円) 【925 円】	医師が入居者ごとに自立支援のために特に必要な医療的評価を入居時に行い、定期的な評価と支援計画等の作成などに参加していること。また、その評価を厚生労働省に提出し、多職種で支援計画を作成しケアを実施した場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	当該サービス利用の総単位数に 14% を乗じた額の介護保険負担割合証に記載されている割合/月			介護職員の処遇を改善するための費用として、ひと月の介護サービス利用単位数に 14% を乗じた額の 1 ～ 3 割が加算されます。

2 介護保険以外の基本料金

☐ 食 費 1,800円 (1日)

注) 1日の食事を必要としないときは、前日までに施設に申し出てください。食事については、3食全て食べないときには請求しないものとします。

☐ 居住費 2,200円 (1日)

外泊、入院等により本人の居室を確保する場合、1～6日目までは空室前と同様の居住費(所得状況に応じた居住費)となります。しかし7日目以後に関しては所得状況によらず一律2,200円の居住費が発生します。ただし空室期間中に短期入所サービスの利用があるときには居住費は発生しません。

※特定入所者介護サービス費が適用になる入居者は「介護保険負担限度額認定証」に記載のある食費及び居住費の負担となります。

3 その他の日常生活費

☐ 特別な食費

通常の食事と異なる食事・行事等での食事(特別食)を提供するときには別途料金が発生します。その際は事前に施設から入居者及びご家族に知らせ、希望があるときに提供を行います。

☐ 日用品の取扱い

個人で使用する日用品(個室で使用する石鹸、歯ブラシ、タオル、下着、入れ歯洗浄剤など)については、基本的に個人で準備することを原則とします。入居者が共同で使用する場所における日用品については施設で提供します。入居者や家族の準備が難しいときには立て替え購入を施設に依頼することができます。

☐ クラブ活動等の材料費

個人の希望による活動に関する材料代(生け花の花代等)は、事前に費用を案内した上で参加するときには実費負担となります。施設側が一律に提供する物品について費用は発生しません。

☐ 各種手続代行

入居者及び家族から依頼があれば代行することができます。その際に郵送費、手数料などについては実費負担となります。

☐ 貴重品(預かり金等)管理費

心身の障害やその他やむを得ない理由により、入居者等が管理をすることが困難と認められるときに、入居者等から依頼を受け施設との間に「貴重品管理委託契約」を締結した上で施設が管理するものとします。その際、金銭の出納管理に係る部分について1月当たり1,000円の委託管理料が発生します。

4 その他費用

☐ 個人専用の家電製品に係る電気使用料

入居者が個人で持ち込み使用する家電については、個別に電気使用料として費用を徴収します。但し、入居者の健康維持・疾病管理に係る医療機器類の使用については、施設サービスの範囲内と考え費用は発生しません。

家電品目	1日当りの電気使用料
テレビ	20円(テレビレンタル100円＝電気代込、台数に限りがあります)
ラジオ・CDプレーヤー	20円(電池使用のときは発生無)
電気毛布・電気あんか	20円
電気ポット	20円

加湿器	40円
その他家電品	30円

- ☐ 理美容サービス
理髪業者が当施設へ来訪し、入居者の理美容サービスを有償で提供します。

項 目	1回当たりの料金
カット	1,750円
顔そり	750円
シャンプー	625円
パーマのみ	4,500円
カラーのみ	3,750円

※上記の組み合わせで料金変動します（例：カット＋カラー＝5,500円）

- | | |
|--|------------|
| ☐ 個人の希望による雑誌・新聞の購読費 | 実費分 |
| ☐ 個人の趣味に関するクラブ活動以外の材料費 | 実費分 |
| ☐ 施設でケアの一環とは別に募集する小旅行等への参加費 | 実費分 |
| ☐ カフェテリア、外食での飲食代、出前による飲食代等 | 実費分 |
| ☐ 家族宿泊の際のリネン使用料 | 1人1泊1,000円 |

利用上の個人情報使用に関する同意書

社会福祉法人陽光福祉会
特別養護老人ホーム エコーが丘
施設長 高田 洋樹 殿

入居者

署名代理人・法定代理人

身元引受人

下記条件において、施設より入居者（利用者）に関する情報を使用及び提供することに同意します。

- 1 入居者が利用中に入院、通院のため病状、既往歴等診療に必要な情報を医療機関に提供する場合。
- 2 入居者が施設を退所し、居宅でサービスを利用する場合に必要な生活上の情報を居宅介護支援事業所及びサービス事業者へ情報提供する場合。
- 3 入居者が施設を退所し、他の介護保険施設等を利用する場合に必要な生活上の情報をその事業者へ情報提供する場合。
- 4 入居者に関してサービス担当者会議等、介護サービス提供上必要な生活上の情報を使用する場合。
- 5 介護保険更新認定等に関わる入居者の生活状況、介護状況等の情報提供。
- 6 その他必要と認められる場合について、事前に入居者（法定代理人含む）及び身元引受人の了解を得られたものに関しての情報提供。
- 7 入居者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とし、見守り機器やセンサー等の設置及び、状況により情報を使用する場合。

以上

